



薄曇 よしきりのはるかに鳴けり鶯の中

# 広報あびこ

第40号  
 毎月 1日・16日2回発行  
 千葉県我孫子町役場  
 電話(代表 あびこ 42番)  
 一部 2円

広報は綴つてみましょう

日付	曜日	記事
16日	土	補充選挙人名簿申請期間
17日	日	補充選挙人名簿申請期間 国民体育デー
18日	月	補充選挙人名簿申請期間
19日	火	補充選挙人名簿申請期間
20日	水	補充選挙人名簿申請期間 百日咳・ジフテリア予防接種(一・小)
21日	木	百日咳・ジフテリア予防接種(四・小)
22日	金	百日咳・ジフテリア予防接種(三・小)
23日	土	
24日	日	補充選挙人名簿総覧期間
25日	月	参議院議員選挙(地方区)立会演説会 補充選挙人名簿総覧期間 百日咳・ジフテリア予防接種(二・小) 物品納入業者等の支払日
26日	火	補充選挙人名簿総覧期間 百日咳・ジフテリア予防接種(布佐小)
27日	水	補充選挙人名簿総覧期間 百日咳・ジフテリア予防接種(湖北小)
28日	木	育児相談日(湖北支所)
29日	金	
30日	土	補充選挙人名簿確定日
31日	日	
6月1日	月	広報 第41号発行日
2日	火	参議院議員選挙投票日

## 広報あびこ

(2)



### 国民健康保険の算定と納付について

#### 算定と納付について

国民健康保険(以下単に「国保」と云います)の制度の概況や、当町における事業計画のあらましについては、すでに広報に掲載されましたので御存知のことと思います。今回は国民健康保険税(以下単に「保険税」と云います)の問題を中心として御説明を申し上げます。

1 保険税の課税について  
 課税の根拠と納税義務者  
 保険税は国保運営の費用に充てるため、国保の被保険者である世帯主に課税が課せられます。ただし、被保険者でない世帯主でも、その世帯内に被保険者がある場合には、被保険者である場合と同様に課税されます。(地方税法第七百三条の三及び我孫子町国民健康保険条例)

2 保険税の総額  
 課税総額は年度の初めにおける年間保険給付見込額の総額から一部負担金(五割)を控除した額の百分の九十の額であります。当町における年間所要額及び保険税の総額は既報のとおりですが、再掲しますと、

医療費の被保険者負担分	24,377,000円
23,288,000円	
345,000円	
414,000円	
330,000円	
12,733,000円 × 90/100	= 11,459,000円

(応益割)の合計額によつて算定されます。総額に対するそれぞれの割合は、地方税法及び条例によつて定められております。この算定の過程は次のとおりであります。

所得を課税の対象としますが、前年中の所得とは、総所得金額から所得税の基礎控除額(九万円)を差引いた額に対して百分の一・七が課せられます。

所得割額	(割合)	(課税額)	(被保険者の課税総所得金額の総計)	(税率)
所得割額	40%	4,583,000円	269,623,000円	$\frac{1.7}{100}$
資産割額	10%	1,145,900円	14,323,000円	$\frac{8}{100}$
被保険者均等割額	35%	4,010,650円	15,000人	= 270円
世帯別均等割額	15%	1,718,850円	3,246	= 530円

世帯主の所得割額 × 世帯人員のうち被保険者でない者(世帯主を含む) ÷ 世帯人員(世帯主を含む)

(イ) 世帯員の全員の転入があつたとき、即ち、納税義務の発生があつたときは、その発生の翌月から月割によつて課税されます。

(ロ) 世帯員の全員の転出があつたとき、即ち、納税義務が消滅したときは、その消滅した月まで月割によつて課税されます(条例第九条)

3 保険税の算定  
 保険税の総額が決定されますと、その総額を所得と資産に比例して、負担していただくもの所得割及び資産割(応能割)と、保険の受益を受ける割合に基いた被保険者均等割及び世帯別平等割

税率と税額が算定されますと、これを個々の納税者に適用して保険税の納税額を算出します。保険税は、所得割額、資産割額、被保険者均等割額、世帯別平等割額の合計額であり、それぞれは、次により算定されます。(昭和三十三年分)の

(イ) 資産割は、本年度(昭和三十四年度)の固定資産税の税額のうち土地と家屋に係る額に百分の八が課せられま

